

「航空法施行規則別表第二の運用について」において
別に定めるとしている機長飛行時間として算入可能な飛行時間について

令和3年1月4日
国土交通省航空局
安全部運航安全課

「航空法施行規則別表第二の運用について」（国空航第1517号 令和元年10月29日）2. 機長としての飛行時間の注）において、別に定めるとしている機長飛行時間として算入可能な飛行時間は以下のとおりとする。

- 欧州連合及び英国の法制度における、訓練生が機長として飛行したことを教官が認めた Student pilot-in-command (SPIC) としての飛行時間